

介護保険と確定申告について

確定申告において、①社会保険料控除として介護保険料、②医療費控除として介護サービスの利用料、寝たきりの方のおむつ代、③障害者控除として所得税法上の障がい者と同等と認定された要介護認定者の方がいる場合などについては、所得控除の対象となります。

①社会保険料控除

平成30年1月から12月までに介護保険料を納付した方は社会保険料控除の対象となります。(介護保険料が減免になっている場合は該当しません)

②医療費控除

- 介護保険サービス（居宅サービスや施設サービス）利用料等のうち、領収書に「医療費控除対象額」と記載されているものが対象となります。
- おむつ代の取扱い
寝たきりの状態で、治療上おむつの使用が必要な方は、おむつ代が医療費控除の対象となります。

▶対象者

おおむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつの使用が必要な方

▶必要書類

《初めて控除を受ける方》

- 領収書
- 医師が発行する「おむつ使用証明書」
※証明書様式は介護福祉課介護係にあります。
- 《2年目以降の方》

- 領収書
- 医師が発行する「おむつ使用証明書」または町が発行する「おむつ代医療費控除証明書」
※「おむつ代医療費控除証明書」の交付は、町に申請が必要です。

③障害者控除

65歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている方は、障害者控除を受けられる場合があります。

▶対象者

65歳以上の浪江町介護保険被保険者で、要介護1から要介護5までのいずれかの認定を受けている方のうち、要件に該当する方。(要件とは要介護認定に際し、町が収集した主治医意見書の日常生活自立度によります)

▶基準日

所得控除対象年の12月31日(被保険者が年の途中で死亡した場合は、当該死亡の日)

▶必要書類

《浪江町役場本庁舎・二本松事務所で申告する場合》不要です。

《上記以外の場合》

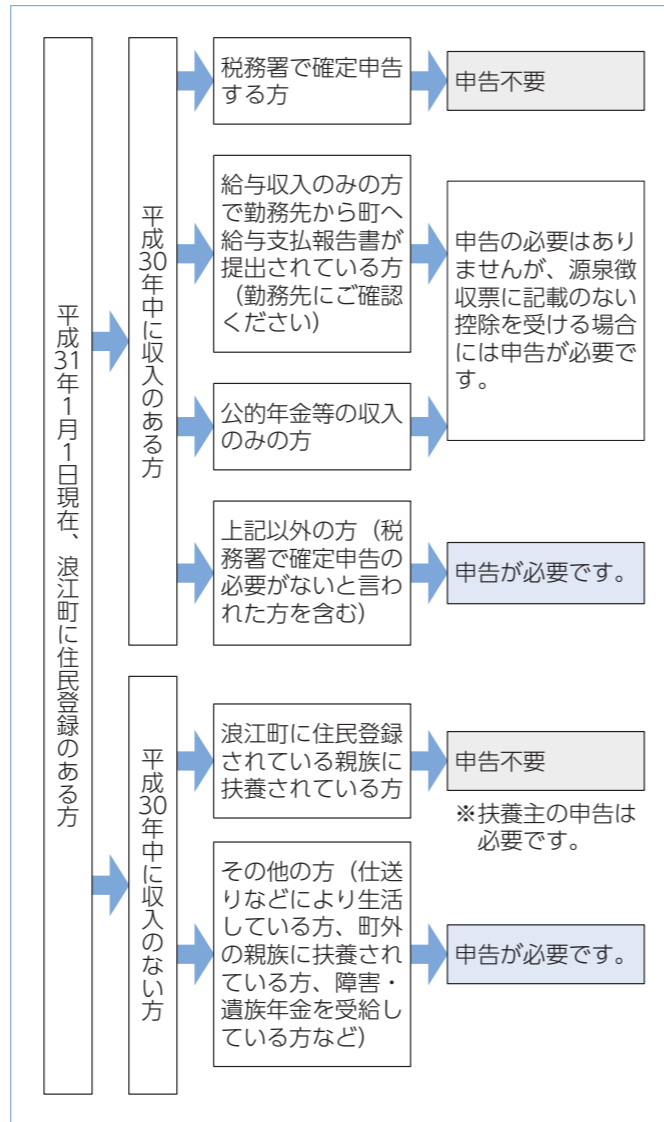
「障害者控除対象者認定書」が必要です。

※申請書が必要な方は介護福祉課介護係にご連絡ください。(町ホームページからもダウンロードできます)

※「障害者控除対象者認定書」は申請書を審査の上、発行します。手続は余裕を持って行うようお願いします。

☎介護福祉課介護係 ☎0240(34)0226

住民税(町・県民税)の申告が必要な方の目安



※町や県から土地の収用があった方は、住民税(町・県民税)の申告が必要になります。

確定申告書を国税庁のホームページで作成し、郵送で提出できます

確定申告期間中は、申告会場が大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。ご自宅などで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、ご自宅のプリンター等で印刷したものを郵送などで提出することができます。

詳しくは、国税庁のホームページ「平成30年分確定申告特集」をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>



税の申告はお早めに

2月18日(月) ~ 3月15日(金)

☎ 住民課課税係
☎ 0240(34)0224

住民税(町・県民税)の申告は「町役場」へ

住民税(町・県民税)の申告相談を実施します。日程および会場は次のとおりです。
(役場では申告期間外の所得税確定申告の相談はお受けできません)

●日程および会場

2月18日(月)~3月1日(金)

(2月23日(土)を除く)

浪江町役場 二本松事務所

3月4日(月)~3月15日(金)

(3月9日(土)を除く)

浪江町役場 本庁舎

●受付時間 9時~15時

※会場が二本松事務所の場合は、浪江町役場本庁舎では受付できません。また、会場が本庁舎の場合は、二本松事務所では受付できませんので、ご注意ください。

次に該当する方は、税務署で申告をしてください。町では受付できません。

- ▶消費税・贈与税・相続税・土地や株式の譲渡所得等の申告をする方
- ▶初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- ▶過年度分の申告をする方
- ▶準確定申告をする方
- ▶雑損控除の申告をする方
- ▶青色申告をする方
- ▶配当・株式譲渡の損益通算をする方

所得税の申告は「税務署会場」へ

福島県内では次のとおり各税務署が申告相談会場を開設しています。受付時間は各会場で異なりますので、詳細は最寄りの税務署にお問合せください。なお、開設期間以外の申告相談については、各税務署で行っています。

●日程 2月18日(月)~3月15日(金)

(土曜日・日曜日は除く)

※ウィル福島アクティおろしまち(福島税務署開設)では、2月24日(日)および3月3日(日)に相談会場を開設します。

●申告相談会場および連絡先

税務署	確定申告相談会場	連絡先
福島税務署	ウィル福島 アクティおろしまち(福島市鎌田字卸町10-1)	(024) 534-3121
会津若松税務署	会津アピオ内 アピオスペース(会津若松市インター西90)	(0242) 27-4311
郡山税務署	南東北総合卸センター イベントホール(郡山市喜久田町卸一丁目1-1)	(024) 932-2041
いわき税務署	イオンいわき店 2階(いわき市平字三倉68-1)	(0246) 23-2141
白河税務署	白河市産業プラザ人材育成センター(白河市中田140)	(0248) 22-7111
須賀川税務署	須賀川市産業会館 2階研修室(須賀川市花岡34-2)	(0248) 75-2194
喜多方税務署	喜多方税務署内(喜多方市字花園38)	(0241) 24-5050
相馬税務署	相馬市振興ビル 6階(相馬市中村字塚ノ町65-16)	(0244) 36-3111
二本松税務署	二本松市市民交流センター(二本松市本町2-3-1)	(0243) 22-1192
田島税務署	田島税務署内(南会津町田島字寺前甲2939-2)	(0241) 62-1230

ご持参いただく書類等

	項目等	必要書類
所得等	給与	源泉徴収票(原本)
	与	
	雑・公的年金等	
	事業・営業等	
賠償金等	事業・農業等	白色申告者 …収支の内訳(各合計)が分かるもの
	事業・農業等	
	事業・農業等	
	不動産	
控除等	給与(就労不能損害)	東京電力による各賠償額の内訳と合意日等が分かる明細書
	事業・農業等	
控除等	生命保険料控除	会社等が発行する確定申告用の証明書(原本)
	地震保険料控除	

- 左の各欄に該当する書類
- 印鑑(認印可、シャチハタ不可)
- マイナンバーカードや通知カード等、ご本人のマイナンバーが分かるもの
- 本人確認できるもの(運転免許証など)
- ご本人の通帳、キャッシュカード等の口座番号が分かるもの
- 前年申告をした方のみ確定申告書の控えまたは住民税申告書の控え
- 賠償金がかかる明細書(東京電力の賠償金を複数年に分けて申告している方のみ。最終年分の申告が終わるまで必要)

※会社等で年末調整している方で、その収入と所得控除に変更がない方は確定申告をする必要はありません。
※申告の内容によっては、別に書類が必要となる場合がありますので、最寄りの税務署へ事前にお問合せください。